



佐賀県公報

平成19年
10月19日
(金曜日)
第 12971号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五五六・長寿社会課) 一
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (五五七・") 一
 - コーネ病の発生 (五五八・畜産課) 一
 - 道路の区域の変更 (五五九・道路課) 二
 - 道路の供用開始 (五六〇・") 二
 - 道路の区域の変更 (五六一・") 二
 - 道路の供用開始 (五六二・") 二
 - " (五六三・") 三
 - 字の区域の変更及び設定 (五六四・市町村課) 三
 - 字の区域の変更 (五六五・") 五
- 公 告
- 肥料登録の有効期間の更新 (園芸課) 七
 - 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証 (土地対策課) 七
 - 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 七
 - " () 七
 - " () 七
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 八
- 公安委員会事項
- 警備業務に係る検定合格者審査 (公告) 八
- 正 誤
- 平成十五年八月六日付け佐賀県公報第一二三三八号中訂正 (道路課) 一〇

○ 告 示

●佐賀県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
通所介護	竜門堂デイサービスセンターすずかぜ	武雄市山内町大字大野六一九九番地一	平成一九・九・三〇

●佐賀県告示第五百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
介護予防通所介護	竜門堂デイサービスセンターすずかぜ	武雄市山内町大字大野六一九九番地一	平成一九・九・三〇

●佐賀県告示第五百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成一九年一〇月四日	伊万里市	一頭	牛(乳用種)

●佐賀県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 三三三三号	唐津市浜玉町五反田字松本一〇八 一、番一、地先から	唐津市浜玉町南山字玉島二三三九五 番一、地先まで	後	四六・二 、 一、二・六	六四〇・〇
	唐津市浜玉町五反田字松本一〇八 一、番一、地先から	唐津市浜玉町南山字玉島二三三九五 番一、地先まで	前	四六・二 、 一、二・六	六四〇・〇

●佐賀県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三三号	唐津市浜玉町五反田字松本一〇八一、番一、地先から 唐津市浜玉町南山字玉島二三三九五番一、地先まで	平成一九・一〇・二二

●佐賀県告示第五百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 大木庭武雄線	武雄市東川登町大字永野字二丁田 六七七番地先から	武雄市東川登町大字永野字二階下 七九二番二地先まで	後	三六・五 、 一〇・九	三六一・二
	武雄市東川登町大字永野字二丁田 六七七番地先から	武雄市東川登町大字永野字二階下 七九二番二地先まで	前	四五・〇 、 八・二	三六八・二

●佐賀県告示第五百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄線	武雄市東川登町大字永野字一丁田六七七番地先から 武雄市東川登町大字永野字二階下七九二番二地先まで	平成一九・一〇・一九

●佐賀県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市三日月町久米字甘木一本六一七七五番二地先から 小城市三日月町久米字甘木一本六一七八一番一 地先まで	平成一九・一〇・一九

●佐賀県告示第五百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

り、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、及び新たに画する旨、市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	新たに画する字の名称	編入する区域
兵庫町大字若宮字中野吉	兵庫町大字若宮字黒木	兵庫町大字若宮字三本松一〇六一 _二 及び一〇六一 _五 並びにこれらに伴う水路の区域
兵庫町大字若宮字築山屋敷		兵庫町大字若宮字五本黒木一五四八 _一 、一五五二 _二 、一五五三 _三 、一五五四 _四 、一五五四 _五 、一五五五 _六 、一五五六 _七 、一五五六 _八 から一五五六 _五 まで、一五五七 _一 から一五五七 _四 まで、一五五八 _一 、一五五八 _二 、一五五九 _一 、一五五九 _二 、一五六〇 _一 、一五六〇 _二 、一五六一 _一 、一五六一 _二 、一五六二 _一 、一五六二 _二 、一五六三 _一 、一五六三 _二 、一五六四 _一 から一五六四 _三 まで、一五六五 _一 、一五六五 _二 、一五六六 _一 、一五六六 _二 、一五六七 _一 、一五六七 _二 、一五六八 _一 、一五六九 _一 、一五七〇 _一 から一五七〇 _四 まで、一五七一 _一 、一五七一 _三 から一五七一 _五 まで、一五七二 _一 から一五
兵庫町大字若宮字中野吉		兵庫町大字若宮字中野吉一六九〇 _一 の地先の字四本黒木の水路
兵庫町大字若宮字築山屋敷		兵庫町大字若宮字中野吉一六九四 _三 並びにこれに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字寺内		兵庫町大字若宮字伊賀屋一二二七 _六 の地先の字中野吉の道路
		兵庫町大字若宮字寺内一六九二 _九 から一六九二 _二 までの地先の字中野吉の水路

区域を変更する字の名称	新たに画する字の名称	編入する区域
兵庫町大字若宮字中野吉	兵庫町大字若宮字黒木	兵庫町大字若宮字三本松一〇六一 _二 及び一〇六一 _五 並びにこれらに伴う水路の区域
兵庫町大字若宮字築山屋敷		兵庫町大字若宮字五本黒木一五四八 _一 、一五五二 _二 、一五五三 _三 、一五五四 _四 、一五五四 _五 、一五五五 _六 、一五五六 _七 、一五五六 _八 から一五五六 _五 まで、一五五七 _一 から一五五七 _四 まで、一五五八 _一 、一五五八 _二 、一五五九 _一 、一五五九 _二 、一五六〇 _一 、一五六〇 _二 、一五六一 _一 、一五六一 _二 、一五六二 _一 、一五六二 _二 、一五六三 _一 、一五六三 _二 、一五六四 _一 から一五六四 _三 まで、一五六五 _一 、一五六五 _二 、一五六六 _一 、一五六六 _二 、一五六七 _一 、一五六七 _二 、一五六八 _一 、一五六九 _一 、一五七〇 _一 から一五七〇 _四 まで、一五七一 _一 、一五七一 _三 から一五七一 _五 まで、一五七二 _一 から一五
兵庫町大字若宮字中野吉		兵庫町大字若宮字中野吉一六九〇 _一 の地先の字四本黒木の水路
兵庫町大字若宮字築山屋敷		兵庫町大字若宮字中野吉一六九四 _三 並びにこれに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字寺内		兵庫町大字若宮字伊賀屋一二二七 _六 の地先の字中野吉の道路
		兵庫町大字若宮字寺内一六九二 _九 から一六九二 _二 までの地先の字中野吉の水路

七二三^三まで、一五七三^二から一五七三^四まで、一五七四^一から一五七四^五まで、一五七五^一から一五七五^五まで、一五七六^一から一五七六^三まで、一五七七^一から一五七七^三まで、一五七八^一から一五七八^三まで、一五七九^一から一五七九^三まで、一五八〇^一から一五八〇^三まで、一五八一^一から一五八一^三まで、一五八二^一から一五八二^四まで、一五八三^一から一五八三^三まで、一五八四^一から一五八四^三まで、一五八五^一から一五八五^三まで、一五八八^一から一五八八^三まで、一五八九^一から一五八九^三まで、一五九〇^一から一五九〇^三まで、一五九一^一から一五九一^三まで、一五九二^一から一五九二^三まで、一五九三^一から一五九三^三まで、一五九四^一から一五九四^三まで、一五九五^一から一五九五^三まで、一五九六^一から一五九六^三まで、一五九七^一から一五九七^三まで、一五九八^一から一五九八^五まで、一五九九^一から一五九九^三まで、一六〇〇^一から一六〇〇^八まで、一六〇一^一から一六〇一^三まで、一六〇二^一から一六〇二^三まで、一六〇三^一から一六〇三^三まで、一六〇四^一から一六〇四^三まで、一六〇五^一から一六〇五^三まで、一六〇六^一から一六〇六^三まで、一六〇七^一から一六〇七^三まで、一六〇八^一から一六〇八^三まで、一六一〇^一から一六一〇^三まで、一六一一^一から一六一一^三まで、一六一二^一から一六一二^三まで、一六一三^一から一六一三^三まで、一六一四^一から一六一四^五及び一六四五^二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字傍示野一六二七^二の一部及び一六三〇^三並びにこれらに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字四本黒木一六四六^一、一六四七^一、一六四八^一、一六四九^一、一六五一^一、一六五三^一、一六五三^三、一六五四^一、一六五五^一、一六五六^一、一六五八^一、一六五九^一、一六五九^三、一六六〇^一、一六六〇^三、一六六一^一から一六六一^三まで、一六六二^一、一六六三^一、一六六四^一、一六六五^一から一六六五^三まで、一六六六^一、一六六六^三、一六六六^四、一六六七^一、一六六九^一、一六六九^三、一六七〇^一、一六七〇^三、一六七一^一、一六七二^一、一六七四^一、一六七四^三、一六七五^一、一六七六^一及び一六七七^二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字築山屋敷一六八六^二の一部及びこれに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字屋敷一七〇〇^一の一部、一七〇三^一の一部及び一七〇三^三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字五本松一七一八^一、一七一八^三、一七二〇^一、一七二〇^三、一七二一^一、一七二二^一、一七二二^三、一七二三^一、一七二四^一から一七二四^三まで、一七二五^一、一七二五^三、一七二六^一、一七二七^一から一七二七^三まで、一七二八^一、一七二八^三、一七三〇^一、一七三一^一、一七三二^一、一七三三^一、一七三三^三、一七三四^一、一七

三五^一、一七三五^三、一七三六^一、一七三六^三、一七三七^一、一七三七^三、一七三八^一、一七三八^三、一七三九^一、一七三九^三、一七四〇^一、一七四八^三、一七五〇^一、一七五〇^三、一七五〇^四、一七五一^一、一七五二^一、一七五三^一及び一七五四^一から一七五四^三まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本黒木一七五八^一、一七五八^三、一七六一^一、一七六三^一、一七六三^三、一七六四^一、一七六四^三、一七六五^一、一七六五^三、一七六六^一、一七六六^三、一七六七^一、一七六七^三、一七六八^一、一七六八^三、一七六九^一、一七六九^三、一七七〇^一、一七七〇^三、一七七〇^四、一七七三^一、一七七四^一、一七七四^三、一七七四^四、一七七五^一から一七七五^四まで、一七七六^一、一七七六^三、一七七七^一から一七七七^三まで、一七七八^一、一七七八^三、一七七九^一、一七八〇^一、一七八〇^三、一七八〇^四、一七八一^一、一七八一^三、一七八二^一、一七八二^三、一七八三^一、一七八三^三、一七八四^一、一七八四^三、一七八五^一から一七八五^三まで、一七八六^一、一七八六^三、一七八七^一、一七八七^三、一七八八^一、一七八八^三、一七八九^一、一七八九^三、一七九〇^一、一七九〇^三、一七九一^一、一七九一^三及び一七九二^二から一七九二^三まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字二本黒木一七九三^一から一七九三^三まで、一七九四^一、一七九四^三、一七九五^一、一七九五^三、一七九六^一、一七九六^三、一七九七^一、一七九七^三、一七九八^一から一七九八^三まで、一七九九^一から一七九九^三まで、一八〇〇^一、一八〇〇^三、一八〇一^一、一八〇一^三、一八〇二^一、一八〇二^三、一八〇三^一から一八〇三^三まで、一八〇四^一、一八〇四^三、一八〇五^一、一八〇五^三、一八〇五^四、一八〇五^五、一八〇七^一から一八〇七^三まで、一八〇八^一から一八〇八^三まで、一八〇九^一、一八〇九^三、一八一〇^一、一八一〇^三、一八一二^一、一八一二^三、一八一三^一、一八一三^三、一八一四^一、一八一五^一、一八一八^一、一八二〇^一、一八二二^一、一八二二^三、一八二三^一、一八二四^一、一八二五^一、一八二六^一、一八二六^三、一八二七^一、一八二七^三、一八二九^一、一八三一^一及び一八三一^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字三本黒木一八三二^一から一八三二^三まで、一八三三^一から一八三三^三まで、一八三四^一から一八三四^三まで、一八三五^一から一八三五^三まで、一八三六^一、一八三六^三、一八三七^一、一八三七^三、一八三八^一から一八三八^三まで、一八三九^一、一八三九^三、一八四〇^一、一八四一^一から一八四一^三まで、一八四二^一、一八四二^三、一八四三^一から一八四三^三まで、一八四四^一から一八四四^三まで、一八四五^一、一八四五^三、一八四六^一から一八四

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字山口字三本黒木</p>	<p>同上に編入する区域</p> <p>大字山口字三本杉二 一七三五^六 大字山口字三本黒木二 二六七九^三、二六八三^三、二六八四[、] 二六八六^四、二六八八^三、二七〇四^五及び二七〇四^六並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 大字山口字三本黒木三 二七〇六^五、二七〇七^三、二七〇八^三</p>
<p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>平成十九年十月十九日</p>	<p>●佐賀県告示第五百六十五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、江北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。</p> <p>六三まで、一八四七^三、一八四七^三、一八四八^二から一八四八^三まで、一八四九^二から一八四九^四まで、一八五〇^一から一八五〇^三まで及び一八五一^一から一八五一^四まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 兵庫町大字若宮字五本黒木一六〇三^三、一六〇四^三、一六〇五^三、一六一〇^一及び一六一七^一の地先の水路及び道路 兵庫町大字若宮字傍野一六一八^一、一六一八^三、一六二四^一、一六二六^一、一六三〇^一、一六三一^一、一六三四^一、一六三五^一、一六三五^三、一六三九^一及び一六四四^三の地先の水路 兵庫町大字若宮字四本黒木一六五〇^一、一六五二^一、一六五二^三、一六五二^六及び一六五二^八の地先の水路及び道路 兵庫町大字若宮字屋敷一七〇〇^一の地先の水路 兵庫町大字若宮字一本黒木一七五五^一、一七五九^一、一七六〇^一及び一七六一^二の地先の水路 兵庫町大字若宮字二本黒木一八二八^二の地先の水路 兵庫町大字若宮字三本黒木一八四四^五の地先の水路及び道路</p>

<p>大字山口字式本杉</p>	<p>大字山口字一本杉</p>	<p>大字山口字五本黒木</p>
<p>大字山口字一本杉一 三二〇二^二、三二〇二^四、三二〇三^三から三二〇三^五まで、三二〇三^七、三二〇三^{第九}、三二〇四^二、三二〇五^一、三二〇五^二、三二〇六^一、三二〇六^四、三二〇五^三、又三二一五^一、三二一七^三、三二一七^五、三二一八^一、三二一九^一、三二二〇^一、三二二〇^二、三二二二^一、三二二二^二、三二二二^三から三二二二^四</p>	<p>大字山口字一本杉一 三二一三^一、三二一三^四、三二一三五^一、三二一四^三、三二一四^五、三二一四^六、三二一四^六、三二一四^六から三二一四^六まで及び三二一四^六から三二一四^六まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	<p>大字山口字四本黒木一 二八七二^一、二八七二^二から二八七二^三まで、二八七三^一、二八七四^一、二八七五^一、二八七七^三、二八七七^四、二八七七^五、二八七八^一、二八八一^一から二八八三^三まで、二八八四^一、二八八五^三、二八八六^三、二八八七^三、二八八八^二、二八八九^一、二八九一^一、二八九二^三及び二八九四^三並びにこれらに伴う水路の区域</p>

<p>六まで、三三二七^二、三三二七^三、三三三四^三、三三三六^三、三二五五^三、三二五六^三、三二五六^三、三二五七^三、三二五七^三、三二六六^三、三二七^三、三二七一^三、三二七一^三から三二七二^四まで、三二七九^三、三二八〇^二から三二八〇^九まで、三二八一^一、三二八二^一から三二八二^四まで、三二八三^一、三二八三^二、三二八四^一、三二八四^二、三二八五^一から三二八五^五まで、三二八六、三二八七^一から三二八七^三まで、三二八八^一から三二八八^三まで、三二八九^一、三二八九^二、三二九〇、三二九一^一、三二九一^二、三二九二^一から三二九二^五まで、三二九三、三二九四、三二九五^一から三二九五^三まで、三二九六^三、三二九六^五から三二九六^四まで、三二九七^二、三二九七^三、三三〇五^三、三三〇五^三、三三〇六^一、三三〇六^二、三三〇七^三から三三〇七^四まで、三三〇八^一、三三〇八^二、三三〇九^三、三三〇九^四、三三〇九^五、三三一〇^一から三三一二^二まで、三三一三^一、三三一三^二、三三一三^三、三三一四^一、三三一四^二、三三一四^三、三三一四^四、三三一四^五、三三一五^一、三三一六^一、三三一六^二から三三一六^六まで、三三一六^七、三三一七^一、三三一七^二、三三一七^三、三三一七^四、三三一七^五から三三一七^七まで、三三一七^七、三三一八^三から三三一八^五まで、三三一八^八、三三一九^三、三三一九^四、三三一九^五から三三三〇^三まで、三三三三^三、三三三三^三、三三三三^三、三三三三^三及び三三三三^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字山口子二本杉三二二九及び三二九八^三の地先の字二本杉一の道路</p> <p>大字山口子二本杉三二二三^三、三二二三^七、三二二三^九、三二九九^六及び三二四七、三二六〇、三二九八^五及び三二九九^八の地先の字二本杉一の道路及び水路</p> <p>大字山口子二本杉三二六三、三二六四及び三二六五の地先の字二本杉一の道路及び水路</p> <p>大字山口子二本杉三二九八及び三二九九^〇の地先の字二本杉一の道路</p> <p>大字山口子二本杉三二九九^九の地先の字二本杉一の水路</p> <p>大字山口子直塚三六一六^三、三六一二^三、三六一三^三、三六一四^三、三六一八^三、三六一八^三及び三六一九^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字山口子直塚三五九八、三六〇一、三六〇三及び三六〇四の地先の字二本杉一の道路</p> <p>大字山口子直塚三六二四^二及び三六二八^三の地先の字二本杉一</p>	<p>大字山口子直塚</p> <p>大字山口子新山</p>	<p>の道路</p> <p>大字山口子土元三九五四^二及びこれに伴う道路の区域</p> <p>大字山口子土元三九五四^二の地先の字二本杉一の道路</p> <p>大字山口子浦ノ谷四四〇五^一、四四〇五^三、四四〇五^四、四四〇五^五、四四〇六^四、四四〇六^五、四四〇六^三、四四〇八^三、四四〇八^三、四四〇九^三から四四〇九^四まで及び四四〇九^七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字山口子浦ノ谷四四〇九^三の地先の字二本杉一の道路</p> <p>大字山口子一本杉三五一五^五及び三五一五^六</p> <p>大字山口子直塚三七五五^一から三七五五^四まで、三七五五^六の一部、三七五五^七、三七五五^二から三七五五^三まで、三七五五^四、三七五五^六、三七五五^七、三八二五^三、三八三二^一、三八三二^二、三八三二^三、三八三二^四、三八三三^一、三八三三^二、三八三三^三、三八三七^一、三八三七^二、三八三七^三、三八三七^四、三八三七^五、三八三七^六、三八三七^七、三八三七^八、三八三七^九、三八四一^一、三八四一^二、三八四二^一、三八四二^二、三八四四、三八四五^一、三八四六、三八七三^一、三八七四、又三八七四、三八七五から三八八一^一まで、三八八一^二、三八八一^三、三八八二^一から三八八二^三まで、三八八三^一から三八八三^三まで、三八八四及び三八八五並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字山口子新山四二三五^五及び四二三五^六</p> <p>大字山口子浦ノ谷四三九六^三</p> <p>大字山口子一本杉三五五一^二から三五五一^四まで</p> <p>大字山口子土元三九二三^三、三九二三^三及び四〇九九^九の一部</p> <p>大字山口子一本杉三五一五^四</p> <p>大字山口子土元四〇三六^三、四〇三八、四〇三九、四〇四〇、四〇四〇^一、四〇四一^一、四〇四一^二の一部、四〇五一、四〇五二、四〇五三、四〇五四、四〇五四^三、四〇五五から四〇六一^一まで、四〇六二、四〇六三、四〇六四、四〇六五、四〇七七^三、四〇八二、四〇八四、四〇八五、四〇八五^四、四〇八六、四〇八六^四、四〇八六^五、四一〇〇、四一〇〇^三、四一〇一、四一〇八、四一〇九、四一一〇から四一一二^二まで及び四一一三の一部並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字山口子柳谷四七六二^三、四七六三^三、四七六七、四七六八^三、四七六九^三、四七七二^三及び四七七二^三</p>
--	-------------------------------	--

○ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住 所	
佐賀県肥第666号	副産石灰肥料	50副産石灰	アルカリ分50.0%		キューピーターミ株式会社	東京都調布市仙川町2丁目5番地	平成22年10月28日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 調査を行った者の名称
江北町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月15日から平成19年8月31日まで
- 3 成果の名称
江北町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
江北町大字山口の一部
- 5 認証年月日
平成19年10月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市今泉町字六枝2395番1及び2396番4から2396番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市儀徳町2238番地1
有限会社弘正

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市萱方町字船底198番1、198番4から198番7まで及び198番9から198番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(1) 鳥栖市神辺町1548番地3
宮原寛之
(2) 鳥栖市神辺町1583番地12
徳潤勘吾
(3) 鳥栖市神辺町450番地3
株式会社坂口組

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡基山町大字宮浦字南田1010番 1 及び1010番14から1010番31まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市栄町 2 番 1 号
佐賀県農業協同組合

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	武雄市朝日町大字甘久字栗原 715番 4 及び716番 9	平成19年 10月 9 日	6.00～ 6.08	31.60

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公安委員会事項

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の 2 に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を受験しなければならぬ者に限る。）を次のとおり実施します。

平成19年10月19日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師 寺 宏 達

- 1 審査対象者
廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
(1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
(2) 旧検定に合格した者であって、検定期間の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）
- 2 審査の区分
(1) 空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査
(2) 施設警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査
(3) 交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査
(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査
(5) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査
- 3 審査の実施日時及び場所
(1) 実施日時
平成19年11月29日（木曜日） 10時30分から16時まで
なお、10時までに(2)の実施場所に集合してください。
(2) 実施場所
ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）
- 4 検定試験の内容

<p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 申請手続等</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成19年10月30日(火曜日)から平成19年11月12日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p> <p>ア 佐賀県内に住所地在を有する警備員</p> <p>旧検定の合格証の交付申請を行った警察署又は住所地在を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>イ 佐賀県内に住所地在を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>住所地在又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>ウ 佐賀県外に住所地在を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>エ 佐賀県公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する警備員で、佐賀県外に住所地在を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの</p> <p>佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>6 申請書類</p>	<p>(1) 審査申請書</p> <p>(2) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(3) 旧検定の合格証の写し</p> <p>(4) 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所地在又はその属する営業所に属するものにあつては、当該住所地在を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>7 審査の手数料等</p> <p>(1) 審査の手数料は、4,700円です。</p> <p>(2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかつた場合でも返還しません。</p> <p>8 審査結果の通知</p> <p>審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所に行き、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付します。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。</p> <p>(2) 申請書の住所の記載に当たっては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。</p> <p>(3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定の合格証を持参してください。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-</p>
---	---

1111 内線3033又は3034)

○ 正 誤

平成十五年八月六日付け佐賀県公報第一二三三八号中訂正

4	頁	
右から一行目及び二行目	箇所	
	誤	工事完了の日
	正	工事開始の日

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷